

この記事の初出は朝日新聞「論座」（2021年3月16日）です。

原発事故から10年、この国の2つの「病巣」を抉る （上）「民意」を嫌う間接民主主義

今井 一 ジャーナリスト・[国民投票/住民投票] 情報室事務局長

3.11から10年ということで、この数週間、メディアは、夥しい人の命を奪ったあの大地震・大津波を振り返ったり、東京電力福島第一原発の事故の実態やその被災者、避難民が過ごした日々を伝えたりするさまざまな特集を組んでいる。時間と労力を費やした秀逸なものもあれば、そうとは言えないものもあったが、それとて無意味な記事や番組だったと否定する気はない。

だが、原発設置に関して半世紀にわたりこの国が抱えている「病巣」を抉るものはなかった。特に、原発の受け入れや誘致・増設を進めた立地地域の首長や議員らが、正当な手続きの根拠としている「間接民主主義の在りよう」や（被災者でもある）立地地域の人々の「主権者としての責任」について触れる記事や番組は私の眼には留まらなかった。ここでは、その二つの問題に絞って論じたい。

「原発の問題は我々大都市に住む人間の問題」



原発候補地とされた「芦浜」

1964年7月、中部電力は熊野灘に面した三重県南部の南島町と紀勢町にまたがる海岸の入り江「芦浜」を、原発建設の候補地にすることを決めた。それ以降、両町は37年にわたり揺れ続けるのだが、1995年11月、私は紀勢町内で住民投票条例の制定に関わった人々に会った後、「芦浜」に足を運んだ。その取材に一人の青年が同行していたのだが、大阪への帰途、彼は私にこう言った。

「今井さんは、原発は立地先の問題だと思ってるようですが、それは違うんじゃないですか。原発は我々のような大都市に住む人間の問題ですよ」

「目から鱗」だった。私はそれ以降ずっと「立地先のみならず大都市住民の問題だ」という認識で原発と向き合ってきた。だからこそ、3.11の原発事故が起きた直後に、原発再稼働の是非を問う「大阪市民投票」、「東京都民投票」の実施（住民投票条例の制定）を求める直接請求運動を起こした。あのとき、私は大阪市で請求代表者の一人となり、「芦浜」に同行したあの青年・小林聖太郎（映画監督）は、宮台真司（大学教授）、千葉徹彌（ちばてつや・漫画家）らと共に東京での請求代表者となった。

電力の大量消費地に住む人々が、福島や新潟や福井などの過疎地域に原発を押し付けてきた。そして東京都や大阪市は東電、関電の大株主。だから、再稼働を認めるか否かは立地自治体の首長や議員だけでなく、東京、大阪などの大都市住民の意思も汲みとるべし。そして、その選択に伴う結果責任も都市住民が負う。こうした考え方で運動を進め、大阪は55,248筆、東京は323,076筆の連署（法定署名）を添えて翌2012年に直接請求を行なった。

結局、当時の石原慎太郎知事、橋下徹市長は「原発・住民投票」に反対し、都議会、大阪市会とも条例制定を拒んだが、原発は立地自治体で暮らす人たちだけの問題ではなく、電力を大量消費しながらそれを押し付けている都市住民の問題でもあるということ訴え広めることは出来た。

関西電力の「原発」の是非を決めるのは誰？

主権者であり
電力ユーザーであり
関電の大株主
大阪市の住民である

野田首相？
大阪市長？
関西電力？ それとも…

私たち？

市民投票実現へ行動しましょう！

市民投票を実現するにはそのための条例をやらなくてはなりません。そして、その条例の制定を市民から大阪市会に請求するには、市の有権者約4万2000人以上の署名が必要です。署名集めは12月1日スタートとなりますが、それまでやっているには間に合います。

市民投票実現のためにあなたができること

- 大阪市長(候補者)の方
 - 署名をす (12月1日スタートです)
 - 署名集めの手伝い
 - 署名を集める人(責任者)になってください。ご家族、ご友人などに署名してもらってもいいし、ご友人の知り合いの知り合いにお願いしてください。知人知人の縁で署名集めが成ることもあります。今すぐ登録を！ 実生活が忙しければ一助が手紙です。
- 大阪市長(候補者)以外の方
 - 署名集めの手伝いをしてください。たとえば、
 - ・街頭での署名集めの手伝い
 - ・署名集めの手紙の送り
 - ・署名集めの手紙の回収
 - ・市民投票日(2月1日)まで署名集めの手紙を届けてください。

みんなで決めよう「原発」国民投票(関西)
〒100-0001 東京駅前区東横町1-18-13
A さん文化センター 市民投票推進事務局 内
TEL 03-3200-9115
FAX 03-3200-9274
info@kokumintohyo.com

TEL 06-4390-5930
FAX 06-7635-5392
gyotekansai@gmail.com

TEL 03-3200-9115
FAX 03-3200-9274
info@kokumintohyo.com

原発再稼働の是非を問う「大阪市民投票」のチラシ

東京電力の「原発」の是非を決めるのは誰？

主権者であり
電力ユーザーであり
東電の大株主
東京都の住民である

野田首相？
石原都知事？
東京電力？ それとも…

私たち？

都民投票実現へ行動しましょう！

都民投票を実現するにはそのための条例をやらなくてはなりません。そして、その条例の制定を市民から東京都議会に請求するには、市の有権者約400万人以上の署名が必要です。署名集めは12月1日スタートとなりますが、それまでやっているには間に合います。

都民投票実現のためにあなたができること

- 東京都長官(候補者)の方
 - 署名をす (12月1日スタートです)
 - 署名集めの手伝い(責任者)になる
 - 署名を集める人(責任者)になってください。ご家族、ご友人などに署名してもらってもいいし、ご友人の知り合いの知り合いにお願いしてください。知人知人の縁で署名集めが成ることもあります。今すぐ登録を！ 実生活が忙しければ一助が手紙です。
- 東京都長官(候補者)以外の方
 - 署名集めの手伝いをしてください。たとえば、
 - ・街頭での署名集めの手伝い
 - ・署名集めの手紙の送り
 - ・署名集めの手紙の回収
 - ・市民投票日(2月1日)まで署名集めの手紙を届けてください。

みんなで決めよう「原発」国民投票
〒100-0001 東京駅前区東横町1-18-13
A さん文化センター 市民投票推進事務局 内
TEL 03-3200-9115
FAX 03-3200-9274
info@kokumintohyo.com

TEL 03-3200-9115
FAX 03-3200-9274
info@kokumintohyo.com

原発再稼働の是非を問う「東京都民投票」のチラシ

「福島の人には反省しているのか」という批判

とはいえ、3.11のあと、首都圏の住民のなかに「原発事故のせいで放射能がこっちにもやってきて迷惑を被っている」などと言って福島県民をなじる人がいた。原発を押し付けてきた都会の人間が福島の人を責めるなど憤っていた私だったが、東北電力の原発建設の是非を問う住民投票を実施したことで知られる新潟県の巻町（現・新潟市西蒲区）に住むYさんから、福島（原発立地地域）の人々を批判するこんな言葉を聞かされて戸惑った。

福島原発被災者が東電や政府にいろいろ抗議したり要求したりするのは、そりゃいいよ。だけど、カネ欲しさに進んで原発誘致をやって、増設のお願いまでしてきた自分たちの行いは反省しないのか。町長、議員だけじゃなくて町民もね。

巻で東北電力の原発建設と闘ってきた俺たちは、地域で変人扱いされたりのけ者にされたりしたけど、福島で反原発をやった人たちも同じ目に遭ってきたわけさ。で、その人たちが警告してきた原発事故で双葉や大熊があんなふうになってしまった。原発を進めてきた町長や町民は、国や東京電力に文句を言うだけじゃなくて自分の行いも反省しなさいよ。

25年もの間、諦めることなく東北電力と闘い続け、しがらみの強い地域で仲間と共に町民の4割もの法定署名を集めて原発推進の町長をリコールした人だから言えることだ。確かにYさんの言う通りで、双葉町や大熊町など原発立地自治体の首長、議員が進めてきた原発依存政治の責任は問われるべきだし、選挙でそんな彼らを選んできた町民の責任も免れない。主権者なのだから。

「原発依存症」への流れは、どこも同じ

海沿いの過疎地域が原発を受け入れたり、誘致したり、増設を求めたりした理由は、大熊、双葉、大飯、高浜、柏崎刈羽.....どの地域もだいたい同じだ。

「原発設置によって地域の活性化を図る」といった謳い文句で原発を誘致する。それによって国から町に多額の交付金が下りるし、電力会社の社員や下請けの作業員を当て込んだ宿や食堂、スナック等々が新規に開業されて繁盛したり、一定数の町民が東電やその関連企業に雇われるなどしたりして、個々の町民の所得が一時的に増える。だが、有力な産業は生まれないし、何年かすると町の財政は先細りとなる。なので、地域振興策としての「ポスト原発」を模索するのだが、結局、「ポスト原発」のポストは「原発の増設」だった。

こうした依存症は、福島県双葉郡のみならず福井県大飯郡など、各地の原発立地地域に共通するものだが、それを発症する病源は、立地地域が電源3法などに則って国から受け取る莫大な交付金や、電力会社が「漁業補償」や「協力金」といった名目で個人や団体にばら撒く原発マネーにほかならない。そして、その交付金や補償金・協力金の原資は、納税者であり電力のユーザーでもある我々が納めた金なのだ。

自治体住民の1割にも満たない地権者と漁協の組合員が、電力会社が支払う数百万円から数億円の大金を受け取ることを条件に原発建設に同意し、その他の住民も「原発で客が増える、仕事をもらえる」ということで建設を容認。そして、そういう人たちが原発推進の首長や議員を選んで、原発との「共存共栄体制」を維持し、数十年のうちに原発は次々と設置・増設されていった。

そのなかには、電力会社側が企てて立地地域の自治体や住民にあの手この手で働きかけた場合もあれば、立地地域側の強い要望に電力会社が応えたところもある。どちらが強くと求めたにせよ、原発の建設、増設や再稼働（3.11後）を行うためには「地元同意」なるものが必要で、これさえ得られれば、電力会社は堂々と事を進めることができる。

二元代表制をとっている自治体政治において「首長」「議会」の両方が同意するのだから民主主義に適っている。東電や関電、そして地域の政治的ボスたちはそう言い張ってきた。だが、地元とはどの自治体、どの範囲を指すのか。何をもちて地元の住民（主権者）が同意したとするのかについては、さまざまな意見がある。

「地元同意」なるものへの疑義

そもそも「地元同意」に関する法令上の規定はない。にもかかわらず、この半世紀、原発設置や原発増設に関しては、立地先の自治体（県と立地市町村）の首長・議会が了解すれば、それをもちて「地元同意」を得たと政府や電力会社は言ってきた。

そして、3.11の原発事故後もこの「通例」は何も変わっておらず、2015年8月11日以降、鹿児島県の川内原発（1・2号機）、佐賀県の玄海原発（3・4号機）、愛媛県の伊方原発3号機、福井県の大飯原発（3・4号機）、高浜原発（3・4号機）の5原発9基が、「地元同意」を得て再稼働を果たした。

例えば、大飯原発の場合は、14人の議員から成るおおい町議会と町長が同意し、さらに福井県議会と福井県知事が同意すれば「地元同意」を得たとされる。だが、この「地元同意」には二つの点で疑義がある。

■ 首長と議会内多数派の意思が民意とは限らない

一つは、間接民主制における首長と議会内多数派の意思が、地元住民の意思とされていることだ。

原発設置や稼働という重大案件に関する「地元同意」の有無を確認するならば、直接民主制つまり住民投票で確認すべきだ。重要な課題で、首長及び議会の多数派議員の意思と住民の多数意思が異なるのはよくあること。例えば、中部電力の原発誘致をめぐる海山町、吉野川可動堰の建設をめぐる徳島市など、議会と住民の意思が明確に捻じれていた事例は数多ある。

国政の最重要課題ともいえる「憲法改正」も、議会の多数派議員ができるのは改正の発議のみ。改正するためには、必ず、改正案の是非を問う国民投票をやって主権者の承認を得なければならない。つまり、議会の多数派による決定ではなく直接民主制で主権者の意思を確認する方法を採用しているのだ。

原発設置や稼働といった特に重要な課題についても、わずかに十数人の町議の多数派の意思と町長の意思をもって町の意思とするのではなく、住民投票を行い町民一人ひとりの意思を確認すべきではないか。だが、町長や議会の多数派は、たいていそれを拒む。その理由は単純で、議会だけで決めれば「同意」は確実だが、すべての住民（有権者）を対象とした住民投票では勝てないと考えているからだ。

つまり、彼らは本当の「民意」を汲みとらずに「地元同意」なるものを演出し、電力会社はそれをもって民主的プロセスは踏んだと言い張り原発を設置・増設・再稼働してきた。



大阪原発3、4号機 = 2020年11月14日、朝日新聞社ヘリから

大阪原発3、4号機の再稼働への同意を伝える「おおい町議会だより」

大阪原子力発電所3・4号機 再稼働に同意

9月8日 中塚 町長に報告

● 安全対策が講じられた大阪原子力発電所の現場確認

大阪3・4号機の原子炉設置変更許可申請書が原子力規制委員会に提出されてから、地震や津波に伴う重大事故対策の安全対策工事について、事業者からその時々々の状況説明を受け、さまざまな安全対策が講じられている現状を理解し、8月31日に最終確認しました。

■ 主な確認活動

- H27. 3. 5 新規規制基準への対応状況について聞き取り
- H28. 3. 3 審査状況について聞き取り
- H28. 9. 7 審査状況について聞き取り
- H28. 12. 7 安全対策工事について現場確認
- H29. 6. 16 安全性向上対策についての実施状況確認
- H29. 8. 31 安全対策工事について最終現場確認



● 大阪原子力発電所3・4号機の再稼働に対する町民の理解や意思確認

原子力政策等に関する町民説明会や、日頃より議員各々が地域住民から聴取した意見を議会において集約した結果、再稼働に対する町民の理解は概ねなされていると判断しました。

また、町内の各種団体から、「安全安心を最優先とした再稼働に向けた手続きの早期実施についての要望書」が提出されたことも重く受け止めました。

■ 要望書提出団体

「おおい町区連絡協議会」「大畠漁業協同組合」「おおい町商工会」「おおい町観光協会」「福井県原子力平和利用協議会 おおい支部」「大畠旅館組合」

以上の主な団体に対する協議の結果、大阪原子力発電所3・4号機の再稼働について、中塚町長に同意する旨の報告を行いました。

なお、今後とも原子力政策の理解促進や原子力発電所における防災対策の充実、たゆまぬ安全対策を町として国や県、事業者に強く要望することを申し添えました。



東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故を教訓に、平成24年9月に原子力規制委員会が設立され、重大事故発生を防止するための国際的な基準を踏まえた新規規制基準が定められました。

本年5月24日に大阪原子力発電所3・4号機の原子炉設置変更許可申請の審査書案が承認されたことを受け、6月27日に中塚町長から議会に再稼働の是非を判断するよう要請があり、議会はこの要請に対し、慎重に審議を尽くしてきました。

主な課題に対する審議は以下のとおりです。

● 新規規制基準に適合した安全性の確認

原子力規制委員会は平成29年2月22日に、大阪原子力発電所3・4号機の設置変更許可申請の内容が、新規規制基準に適合していることの確認及び、3・4号機の運転により、住民避難等が必要となる重大事故の可能性は極めて低く抑えられていると判断し、審査書案が作成されました。

それを受け、議会は3月13日に原子力発電対策特別委員会を開催し、審査書案に対し原子力規制庁より審査の詳細説明を受け、安全性の確認を行いました。

強化した新規規制基準

審査書案が承認されるための基準を設けるとし、万一重大事故中や事故発生した場合に対応するための基準を設ける

従来の規制基準	新規規制基準
<ul style="list-style-type: none"> ● 原子力発電所等における放射線防護 ● 原子力発電所等における環境影響評価 ● 原子力発電所等における安全管理 ● 原子力発電所等における保安 ● 原子力発電所等における廃棄物の処理 	<ul style="list-style-type: none"> ● 原子力発電所等における放射線防護 ● 原子力発電所等における環境影響評価 ● 原子力発電所等における安全管理 ● 原子力発電所等における保安 ● 原子力発電所等における廃棄物の処理 ● 原子力発電所等における緊急時対応 ● 原子力発電所等における事故防止 ● 原子力発電所等における安全文化の醸成

● 国のエネルギー政策における原子力の位置づけや広域避難等防災対策の確認

原子力規制庁圧迫路の工事現場を視察し、安全対策や進捗状況などの詳細説明を受け、原子力発電所における対策等について日頃から理解を深めてきました。

また、7月20日に町が実施した原子力発電所に関する町民説明会に出席し、資源エネルギー庁からエネルギー政策での原子力の位置づけ、内閣府から原子力災害時の広域避難等の防災対策、また、事業者からの安全対策への取り組みなどについて、町民と共に理解を深めました。



おおい町議会だより No.47
No.47 おおい町議会だより

「地元」とはどこまでの範囲を指すのか

もう一つの疑義は、原発立地地域の自治体のみを「地元」としていることだ。本来は、同意を得るべき対象地域を自治体の枠を超えて「原発立地点から半径〇〇km」とすべきではないか。若狭湾に面した大飯原発から福井県庁までは直線距離にして80kmほどあるが、京都府庁、滋賀県庁までは60kmしかない（この距離は、東電福島第一原発から福島駅、郡山駅までの距離とほぼ同じ）。なのに、おおい町と福井県の了解を得たら「地元同意」を得たとするのは説得力に欠ける。

住民投票で住民の意思を確認するとしても、案件が県庁舎建て替えなどであれば、庁舎からの距離に関係なく県民のみに投票権を与えればいいが、原発設置や再稼働の是非については、事故の際の被害の拡散を考慮すれば、設置場所からの距離で決定権者を定めるのが合理的はないか。

例えば、何県の住民なのかは関係なく、大飯原発から半径80km圏内の住民に投票権を与えて、「大飯原発稼働」の是非を問う住民投票をやる。そうすると、大栗田の京都市民、大津市民の多数は反対する可能性が高い。それによって、福井にある関西電力の原発の稼働を次々に止めることになれば、京都市民、大津市民がいつその省エネを強いられるなど面倒や不便が生ずるかもしれないが、それは反対した住民が受け止め対処するしかない。

主権者・住民の「矛盾」する投票

日本において、原発・核廃棄物などの問題で住民投票を行なったのは、新潟県巻町、同県刈羽村、三重県海山町（現・紀北町）の三つだけ。だが、実は別表の通り、原発立地自治体、あるいは候補地となっていた自治体を中心に、1980年以降多数の市町村で住民投票の実施を求める動きがあった。前述の大飯（おおい）町もまた38年前に「関西電力による大飯原発3・4号機増設の是非を問う住民投票条例」の制定を求める直接請求を行なっている。

1983年の秋、原発反対県民会議と「大飯町住みよい町づくりの会」が中心となって直接請求運動を展開した。当時16人いた町議会議員のうち原発推進派の12人が「政新会」を結成し、「住民投票は町を二分し混乱させる」といったピラを全戸配布。絶対に署名しないようにと町民に呼び掛けたが、請求に必要な署名数（有権者の2%）の7倍にあたる665人が連署し、同年12月26日に本請求した。だが、町議会は「町民の意思は議員と町長の判断をもって十分反映できる」として、この請求を〔14対1〕で否決。その後、増設について議会と町長は「同意」し、大飯原発3・4号機は数年後に運転開始する。

なお、おおい町に隣接する小浜市では、1984年11月に「市民投票をすすめる会」が、大飯原発から10km以内に居住する有権者（13,753人）に対して「原発増設の是非」について問う投票用紙（葉書）を送って回答を求める自主管理方式「住民投票」を実施。回答率53.2%で、そのうち90.8%が反対、8.7%が賛成だった。

このように、住民投票をやれば「原発反対」と投票する人でも、町長選挙、町議会議員選挙では、「原発容認」の人物に投票する人が少なくない。一覧表で紹介した自治体のほぼすべてで、そういう傾向が認められる。

事柄を一人ひとりの住民が自ら直接決める住民投票と（自分に代わって事柄を決める）人を選ぶ選挙は本質的に異なる制度であり、自分は原発を容認するつもりはないのに、選挙では地縁・血縁や色々世話になっているからといった理由で「原発容認」の候補者に投票する。そうして選ばれた（電力会社と友好的な関係にある）一人の町長と十数人の議員によって「地元同意」がなされるという仕組みになっているのだ。

3.11で過酷な原発事故に見舞われた双葉郡4町も、そうした仕組みのなかで原発への依存を深めていった。

この論考の後半「原発事故から10年、この国の2つの『病巣』を抉る（下）」では、双葉町のことを中心に、「主権者としての町民の責任」について書き進める。

原発、核にかかわる住民投票の動き

直接 = 直接請求 首長 = 首長提案 議員 = 議員提案

× = 住民投票条例を否決 ○ = 可決及び修正可決 ☆ = 住民投票を実施

議決日	自治体	テーマ	条例の提案(発議)者
1980-12-18	窪川町(高知県)	四国電力の原子力発電所設置	議員→×
1982-07-19	窪川町(高知県)	四国電力の原子力発電所設置	首長→○
1983-12-26	大飯町(福井県)	関西電力の原子力発電所設置	直接→×
1984-05-28	青森県	核燃料サイクル施設の建設立地	直接→×
1986-05-26	富来町(石川県)	北陸電力の原子力発電所建設	直接→×
1986-06-03	紀勢町(三重県)	中部電力の原発建設及び事前環境調査	直接→×
1986-12-03	北海道	北海道電力の泊原発1号機の運転開始	直接→×
1990-09-17	富岡町(福島県)	東京電力福島第二原発3号機の運転再開	直接→×
1990-09-26	楢葉町(福島県)	東京電力福島第二原発3号機の運転再開	直接→×
1993-02-26	南島町(三重県)	中部電力の原子力発電所建設	議員→○
1993-10-05	串間市(宮崎県)	九州電力の原子力発電所建設	首長→○
1993-12-06	敦賀市(福井県)	関西電力の原発新設及び増設	直接→×
1994-12-13	巻町(新潟県)	東北電力の原子力発電所建設	議員→×
1994-12-24	六ヶ所村(青森県)	高レベル放射性廃棄物の搬入	直接→×
1995-03-24	南島町(三重県)	原発建設に関する住民投票条例の改定	議員→○
1995-03-24	南島町(三重県)	原発建設に伴う事前環境調査	議員→○
1995-06-26	巻町(新潟県)	東北電力の原子力発電所建設	議員→○
1995-09-26	串間市(宮崎県)	原発建設に関する住民投票条例の改定	首長→○
1995-10-03	巻町(新潟県)	原発建設に関する住民投票条例の改定	直接→○ ☆
1995-12-14	紀勢町(三重県)	中部電力の原子力発電所建設	議員→○
1996-02-06	瑞浪市(岐阜県)	核燃機構(旧動燃)の超深地層研究施設	直接→×
1999-01-22	串間市(宮崎県)	原発に関する住民投票条例改定	直接→×
1999-03-23	柏崎市(新潟県)	柏崎刈羽原発のプルサーマル計画	直接→×
1999-03-23	刈羽村(新潟県)	柏崎刈羽原発のプルサーマル計画	直接→×
2000-01-17	高浜町(福井県)	高浜原発のプルサーマル計画	直接→×
2000-12-26	刈羽村(新潟県)	柏崎刈羽原発のプルサーマル計画	議員→×
2001-04-18	刈羽村(新潟県)	柏崎刈羽原発のプルサーマル計画	直接→○ ☆
2001-09-21	海山町(三重県)	中部電力の原子力発電所誘致	直接→○ ☆
2003-09-11	むつ市(青森県)	使用済み核燃料中間貯蔵施設の誘致	直接→×
2007-02-02	佐賀県	玄海原発のプルサーマル計画	直接→×
2012-03-27	大阪市(大阪府)	関西電力保有の原発稼働	直接→×
2012-06-20	東京都	東京電力保有の原発稼働	直接→×
2012-10-11	静岡県	中部電力浜岡原発の再稼働	直接→×
2013-01-23	新潟県	柏崎刈羽原発稼働の再稼働	直接→×
2013-09-24	楢葉町(福島県)	放射能汚染土の中間貯蔵施設建設	議員→×
2014-01-29	楢葉町(福島県)	放射能汚染土の中間貯蔵施設建設	直接→×
2016-01-28	八幡浜市(愛媛県)	四国電力の伊方原発の再稼働	直接→×
2019-03-15	宮城県	東北電力の女川原発の再稼働	直接→×
2020-06-23	茨城県	日本電源東海第2原発の再稼働	直接→×
2020-11-13	寿都町(北海道)	高レベル放射性廃棄物最終処分場	直接→×

※『住民投票の総て(第2版)』(今井一編著)から転載。

掲載の記事・写真の無断転載を禁じます。すべての内容は日本の著作権法並びに国際条約により保護されています。

Copyright © Hajime Imai. All rights reserved.

Noreproduction or republication without written permission.